

7 福薬業発第 4 2 5 号  
令和 8 年 2 月 2 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 濱 寛

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）及び同法施行規則第一百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量（告示）の適用について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「指定濫用防止医薬品販売等手順書モデルの作成について」（令和 8 年 2 月 4 日付 7 福薬発第 297 号）において、追って示される旨ご案内しておりました。

このたび、厚生労働大臣が指定する医薬品及び定める数量が示され、令和 8 年 5 月 1 日より適用される旨、厚生労働省より日本薬剤師会を通じて、別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

また、指定濫用防止医薬品における若年者への販売について、法令及び告示において定められている年齢、数量、陳列場所等につきましては、下記資料 7 ページをご参照ください。

つきましては、薬剤師及び薬局が遵守すべき事項等について、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◆令和 7 年度第 3 回薬事審議会医薬品等安全対策部会 資料（厚生労働省）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001638681.pdf>

以 上

日薬業発第 440 号

令和 8 年 2 月 17 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 渡邊 大記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）及び同法施行規則第一百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量（告示）の適用について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「指定濫用防止医薬品販売等手順書モデルの作成について」（令和 8 年 1 月 30 日付 日薬業発第 409 号）において、追って示される旨お知らせしておりましたが、今般、令和 8 年厚生労働省告示第 32 号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（別添 1）、令和 8 年厚生労働省告示第 33 号により、同法律施行規則第一百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量（別添 2）が示され、令和 8 年 5 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の適用について

（令和 8 年 2 月 13 日付け事務連絡、厚生労働省医薬局総務課、医薬安全対策課）

2. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量（告示）の適用について

（令和8年2月13日付け事務連絡、厚生労働省医薬局総務課、医薬安全対策課）

# 別添1

事務連絡  
令和8年2月13日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の適用について

標記について、別添のとおり各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに通知しましたので、貴会会員に対して周知いただきますよう御協力をお願いします。



医薬発 0213 第 1 号  
令和 8 年 2 月 13 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の適用について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 21 日に公布されたところです。

改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 11 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度第 3 回薬事審議会医薬品等安全対策部会（令和 8 年 1 月 23 日開催）における審議<sup>1</sup>等を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（令和 8 年厚生労働省告示第 32 号）が本日公布され、令和 8 年 5 月 1 日から適用されることとなりました。つきましては、下記の事項について御了知の上、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者及び関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本通知は令和 8 年 5 月 1 日から適用することとし、「「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について」（令和 5 年 2 月 8 日付け薬生発 0208 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）は、同日付けで廃止します。

記

<sup>1</sup> 令和 7 年度第 3 回薬事審議会医薬品等安全対策部会 資料：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69108.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69108.html)

## 1. 指定濫用防止医薬品の指定について

(1) 指定濫用防止医薬品は、下表に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類（以下「指定成分」という。）を有効成分として含有する製剤とすること。

1. エフェドリン。ただし、外用剤を除く。
2. コデイン。ただし、外用剤を除く。
3. ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。
4. ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。
5. デキストロメトルファン。ただし、外用剤を除く。
6. プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。
7. プロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。
8. メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。

(2) 指定濫用防止医薬品は、指定成分を有効成分として配合する製剤であるが、生薬を主たる有効成分とする製剤は含まないこと。

(3) ジヒドロコデインセキサノール及びリン酸ヒドロコデインセキサノールは、ジヒドロコデインを含む混合物であるため、ジヒドロコデインセキサノール又はリン酸ヒドロコデインセキサノールを有効成分として配合する製剤は、指定濫用防止医薬品となること。

(4) 外用剤には、日本薬局方製剤総則〔3〕製剤各条における「2. 口腔内に適用する製剤」（口腔用錠剤（トローチ剤、バツカル錠等）等）、「5. 気管支・肺に適用する製剤」（吸入剤）、「6. 目に投与する製剤」（点眼剤等）、「7. 耳に投与する製剤」（点耳剤）、「8. 鼻に適用する製剤」（点鼻剤等）、「9. 直腸に適用する製剤」（坐剤等）、「10. 膣に適用する製剤」（膣錠等）、「11. 皮膚などに適用する製剤」（軟膏剤、貼付剤等）が含まれること。

## 2. 指定濫用防止医薬品の販売等について

指定濫用防止医薬品の取扱いについては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等について（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和8年5月1日）施行事項関係）」（令和7年12月26日付け医薬発1226第2号厚生労働省医薬局長通知）第3及び「指定濫用防止医薬品の販売等について」（令和7年12月26日付け医薬発1226第16号厚生労働省医薬局長通知）によるものとする。

## 別添2

事務連絡  
令和8年2月13日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省医薬局医薬安全対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき  
厚生労働大臣が定める数量（告示）の適用について

標記について、別添のとおり各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別  
区長宛てに通知しましたので、貴会会員に対して周知いただきますよう御協  
力をお願いします。

医薬発 0213 第 2 号  
令和 8 年 2 月 13 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき  
厚生労働大臣が定める数量（告示）の適用について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 21 日に公布されたところです。

改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 11 第 3 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 117 号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）（以下「新薬機則」という。）第 159 条の 18 の 6 第 1 項の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量」（令和 8 年厚生労働省告示第 33 号）が本日告示され、令和 8 年 5 月 1 日から適用することとしました。

つきましては、下記の事項について御了知の上、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者及び関係団体への周知をお願いいたします。

記

1. 新薬機則第 159 条の 18 の 6 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量

新薬機則第 159 条の 18 の 6 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量は、指定濫用防止医薬品ごとに、一包装であって、かつ、次の各欄に掲げる指定濫用防止医薬品ごとに、当該指定濫用防止医薬品の用法及び用量からみて表の右欄に掲げる日数分の数量を超えないものとする。

1. エフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5 日
2. コデイン。 ただし、外用剤を除く。	5 日
3. ジヒドロコデイン。 ただし、外用剤を除く。	5 日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては 7 日。
4. ジフェンヒドラミン。 ただし、外用剤を除く。	5 日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては 7 日。
5. デキストロメトルファン。 ただし、外用剤を除く。	5 日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては 7 日。
6. プソイドエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5 日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては 7 日。
7. ブロモバレリル尿素。 ただし、外用剤を除く。	5 日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては 7 日。
8. メチルエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5 日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては 7 日。

2. 留意事項

- (1) 1. に示す指定濫用防止医薬品の用法及び用量については、一つの医薬品に係る用法及び用量が年齢により異なる場合には、1 日当たりの用量が最も多い年齢における日数分の数量について 1. の数量を判断すること。
- (2) 頓用に用いる指定濫用防止医薬品の用法及び用量については、頓用による 1 日当たりの最大使用量により、当該用量での日数分の数量について 1. の数量を判断すること。